

## 青森県木造住宅耐震診断員名簿登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、青森県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）の青森県木造住宅耐震診断員名簿（以下「名簿」という。）（第1号様式）への登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録の対象者)

第2条 名簿に登録する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で知事が別に定める講習会を受講した者のうち希望する者とする。

### (登録希望届)

第3条 名簿への登録を希望する者は、青森県木造住宅耐震診断員名簿登録希望届出書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

### (名簿への登録)

第4条 知事は、前条の規定による提出があった場合、当該希望者を名簿に登録するとともに、県のホームページ上で公表するものとする。

### (名簿の記載事項の変更)

第5条 耐震診断員は、名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、青森県木造住宅耐震診断員名簿記載事項変更届出書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、当該耐震診断員に係る登録事項に変更が生じた場合で当該耐震診断員から1年以内に前項の規定による提出がないときは、当該登録事項を変更できるものとする。

### (名簿の登録の抹消)

第6条 耐震診断員は、名簿の登録の抹消を求めるときは、青森県木造住宅耐震診断員名簿登録抹消希望届出書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、耐震診断員が建築士の免許を取り消されたときは、名簿の登録を抹消するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年5月8日から施行する。